

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ニューバーガー・バーマン株式会社 代表取締役 大平 亮
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年6月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ドライケミカル株式会社
証券コード	1909
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ニューバーガー・パーマン株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 コンプライアンス部 鈴木 信絵
電話番号	03-5218-1934

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（台湾法人）
氏名又は名称	NEUBERGER BERMAN TAIWAN (SITE) LIMITED
住所又は本店所在地	台湾、台北市、信義区忠孝東路五段68號、20階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ニューバーガー・パーマン株式会社 コンプライアンス部 鈴木 信絵
電話番号	03-5218-1934

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月29日
訂正箇所	提出者2の保有目的

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(2)【保有目的】

ファンド及び投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(2)【保有目的】

ファンド及び投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。なお、発行者の企業価値及び株主価値に重大な影響を及ぼし得る事項について、受益者の利益の観点から、保有目的を「重要提案行為等を行うこと」に変更する場合がある。